

報 道 資 料

平成25年10月3日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2388、2344

奈良県情報公開審査会の第153号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第189号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成25年10月2日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 用地対策課
- ◎ 対象行政文書：情報公開をすれば、用地交渉をしない規程
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「情報公開をすれば、用地交渉をしない規程」に係る行政文書を作成又は取得していないため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

○行政文書の不存在について

異議申立人が、「情報公開をすれば、用地交渉をしない規程」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

異議申立人が開示を求めているのは、条例に基づき行政文書開示請求を行った者について、その者を相手方とする用地買収交渉を行わないことを定めた法令及び本県の条例、規則、要綱、要領、内規、通知等であると解される。

もとより、行政文書開示請求は、県の説明責任が全うされるよう、条例により、実施機関が保有する文書の開示を求めることができるものである。また、用地買収交渉は、実施機関が公共事業に必要な土地等を取得するに当たって、当該土地等の所有者等との間で行われる任意買収を前提とした交渉である。

実施機関の説明によると、用地買収交渉を実施する際に準拠するものとしては、実施機関が制定した用地事務処理要領（昭和49年4月1日監第19号）、用地事務処理要領細則（平成21年3月31日用対第163号）をはじめ、種々の要領、通知、マニュアル等の文書があるが、そのいずれにも、異議申立人が開示を求めるようなものは存在しないとのことである。また、当審査会の事務局職員が実施機関の保有する用地事務に係る文書を見分したところ、異議申立人が開示を求めるような文書は確認できなかった。

そもそも、何人も、請求の理由や利用目的を問わず、行政文書の開示請求権を認めるという条例の趣旨に照らすと、行政文書開示請求を行ったことを理由として、開示請求者が不利益を被る等の何らかの影響を受けることはあってはならない。したがって、行政文書開示請求を行った者について、その者を相手方とする用地買収交渉を行わないことを記載した文書が存在するとは考えられない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものと判断する。

2 事案の経緯

- | | | | |
|---------|---------------------|----------|----|
| ① 開示請求 | 平成24年10月23日 | | |
| ② 決 定 | 平成24年11月 6日付けで不開示決定 | | |
| ③ 異議申立て | 平成24年11月14日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成24年11月28日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成25年 8月28日 | 第166回審査会 | 審議 |
| | 平成25年 9月24日 | 第167回審査会 | 審議 |